

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加刷捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	食糧増産援助に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H15.3.5まで	H14.3.6 キートで (同日)	日本側 戸田勝規在エクアドル大使 エクアドル側 ヘイレンツ・メレル・フレイレ外務大臣	H14.12.19 438号
エクアドル	ロハ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	ロハ州地下水開発計画を実施するために必要な1.井戸及び給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	323,000千円 H15.3.31まで	H14.6.25 キートで (同日)	日本側 伊藤栄治在エクアドル臨時代理大使 エクアドル側 エンソ・アラメンレル・フレイレ外務大臣	H15.10.2 359号
エクアドル	食糧増産援助に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H16.3.25まで	H15.3.26 キートで (同日)	日本側 平松弘行在エクアドル大使 エクアドル側 フランシスコ・フロアニョ・アラメンレル外務大臣代行	H16.4.22 158号
エクアドル	アスアイ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	アスアイ州地下水開発計画を実施するために必要な1.車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.上記1.の機材及び車両の操作指導に必要な役務の供与 4.運営指導に必要な役務の供与	652,000千円 H16.3.31まで	H15.6.2 キートで (同日)	日本側 平松弘行在エクアドル大使 エクアドル側 ニナ・バカリ外務大臣	H16.6.15 271号
エクアドル	基礎保健サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	基礎保健サービス強化計画を実施するために必要な1.機材及びその据付けに必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	359,000千円 H16.3.31まで	H15.8.8 キートで (同日)	日本側 平松弘行在エクアドル大使 エクアドル側 パトリシオ・スキラランダ・ボラケ外務大臣	H16.10.5 662号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

エクアドルとの無償資金協力取極一覧